

ID: 102

担当部署: こどもみらい課

処分の概要	手当の返還		
例規名 根拠条項	高根沢町遺児手当支給条例 第10条		
例規番号	昭和44年条例第18号		
【基準】 第10条の規定による。 (手当の返還) 第10条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、町長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から返還させることができる。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日